所沢市手話言語条例

言語は、思考の礎であり、人格形成の根源を成すものです。また、言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造し継承する上で、欠かせないものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、手や指の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語と同様に、一つの言語です。そして、手話は、ろう者などの手話を必要とする人が自分らしく生きていく上で、かけがえのないものです。

しかし、長い間、手話が言語として広く認識されてこなかったことから、手話を必要とする人の意思にかかわらず、ろう学校で口話法による指導が中心的に行われるなど、手話を必要とする人にとっては、手話の使用について様々な制約を受けてきた苦難の歴史があります。

こうした中、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例において、手話が言語として位置付けられたものの、手話に対する理解は十分なものではありません。今もなお、手話による情報の取得や意思疎通の機会が十分に確保されておらず、手話を必要とする人の生活に不便や不安が生じています。このような状況に鑑み、手話に関する施策の推進に関する法律が制定されるなど、手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことができる環境の整備が求められています。

わたしたちは、手話を使って自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、手話が言語であるとの認識を普及するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であることに関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。

（基本理念）

第２条　手話は、音声言語と同様に、一つの言語として尊重されなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者の福祉に関する計画その他の市が定める計画と整合性を図りながら、手話を必要とする人その他関係者と協力し、手話が言語であるとの認識の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

（市民の役割）

第４条　市民は、基本理念にのっとり、共に暮らす地域社会の一員として、手話が言語であるとの認識の普及に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、手話が言語であるとの認識の普及に関する市の施策に協力するとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の推進）

第６条　市は、手話が言語であるとの認識を普及するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

⑴　市民が手話が言語であることを理解し、手話を習得するための機会を提供する施策

⑵　事業者が前条に規定する役割を果たすために必要な情報の提供その他の支援に関する施策

⑶　市民、事業者等の交流により、手話が言語であるとの認識に基づく相互理解を促進する施策

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（手話の日の行事の実施）

第７条　市は、手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第７８号）第１４条に規定する９月２３日の手話の日の趣旨を踏まえ、手話が言語であるとの認識を普及するための行事を実施するものとする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。